

第157号議案 長崎市図書館条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例改正の概要	1
2 施設の概要	1
3 地域での協議経過	2
4 新旧対照表	3



1 条例改正の概要

(1) 改正の理由

長崎市香焼図書館の移転に伴い、位置を定めるため。

(2) 改正の内容

	現 行	改正後
位 置	長崎市香焼町567番地	長崎市香焼町1, 070番地32

(3) 施行日 令和2年3月1日

2 施設の概要

	香焼図書館(現在地)	香焼地域センター(移転先)
構造等	鉄筋コンクリート造3階 (旧耐震基準)	鉄骨鉄筋コンクリート造3階 (耐震補強済)
建築年月	昭和47年4月	昭和53年3月
築経過年数(平成31年4月現在)	47年	41年
延床面積(m ²)	644(1~3階)	2, 603(1~3階)
うち図書館機能部分(m ²)※1	464(1~3階)	419(1階)※2

※1 図書館機能: 書架・閲覧スペース、貸出カウンターや行事等で利用するための部分

※2 香焼地域センターでの図書館行事は、2階会議室を共用するために図書館機能部分の面積に含めず。

位置図



3 地域での協議経過

(1) 香焼まちづくり連絡協議会

	開催年月日	内容
1回	平成 29 年 7 月 29 日	香焼図書館の老朽化問題を検討する部会設置について
2回	同年 11 月 25 日	部会からの検討結果の報告について 【結論】香焼地域センター内に生じた空きスペースへ図書館の機能を 移転するのが最適

(2) 香焼図書館老朽化問題検討部会

	開催年月日	内容
1回	平成 29 年 9 月 10 日	① 現在の施設における問題点の確認 ② 移転候補地の検討、選定
2回	同年 11 月 8 日	① 移転の標準的整備計画・スケジュール ② 協議会への報告内容確認

[参考]

施設利用者数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	12,615人	12,494人	10,618人	9,348人

4 新旧対照表

現 行	改正後												
平成19年3月29日 条例第4号	平成19年3月29日 条例第4号												
第1条 (略)	第1条 (略)												
(名称及び位置)	(名称及び位置)												
第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市立図書館</td> <td>長崎市興善町1番1号</td> </tr> <tr> <td>長崎市香焼図書館</td> <td>長崎市香焼町 567 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市立図書館	長崎市興善町1番1号	長崎市香焼図書館	長崎市香焼町 567 番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市立図書館</td> <td>長崎市興善町1番1号</td> </tr> <tr> <td>長崎市香焼図書館</td> <td>長崎市香焼町 1,070 番地 32</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市立図書館	長崎市興善町1番1号	長崎市香焼図書館	長崎市香焼町 1,070 番地 32
名称	位置												
長崎市立図書館	長崎市興善町1番1号												
長崎市香焼図書館	長崎市香焼町 567 番地												
名称	位置												
長崎市立図書館	長崎市興善町1番1号												
長崎市香焼図書館	長崎市香焼町 1,070 番地 32												
第3条から第26条まで (略)	第3条から第26条まで (略)												
附 則	附 則												
この条例は、平成20年1月5日から施行する。 〔以下、略〕	この条例は、平成20年1月5日から施行する。 〔中 略〕												
	附 則												
	この条例は、令和2年3月1日から施行する。												
	〔以下、略〕												